

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

通貨表示にご注意! その「¥」表示は本当に日本円? 20倍の価格で請求も!?

相談事例

通販サイトで「¥1,680」の商品を選び、クレジットカード決済で申し込んだ。申込み後、通販サイトから届いた受注確認メールには「¥1,680」と記載されていたが、クレジットカード会社から届いた決済のお知らせメールには「¥32,916」と記載されていた。改めて通販サイトを確認すると、「サポート」というページに「通貨は中国人民元円です」と記載されていた。

アドバイス

「¥」表示が「日本円 (JPY)」なのか、「中国人民元 (CNY)」なのか、通販サイトを隅々まで確認しましょう。

トラブルが多い通販サイトの特徴

- 「¥」表示が「中国人民元 (CNY)」であることがわかりにくい。
 - 通販サイトに販売業者の名称、住所、電話番号等が表示されていない。
 - お問い合わせフォーム等から契約の取消しを主張しても販売業者から返信が無く、代金も返金されない。
 - 通販サイトが閉鎖され、販売業者とは一切連絡が取れなくなる。
- 販売業者との交渉による解決が困難な場合は、クレジットカード会社に相談しましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

円?元?
どっち?



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

いやや
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら

食品を購入する前に！

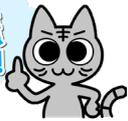
食物アレルギーについて確認しましょう

食品表示は、食品を選ぶときに役立つ表示が書かれており、特に食物アレルギーに関する表示は大事な内容です。

しかし、あらかじめ包装や容器に入れられずに店頭販売される「弁当」や「菓子」のように、食物アレルギーに関する情報の提供の義務のない食品もあり、注意が必要です。

次の注意のポイントを参考にして、食物アレルギーの情報をしっかり確認してください。

注意!!



注意のポイント

- 食物アレルギーに関する表示がない食品については、購入の際に必要な情報を店舗の責任者や食物アレルギーに詳しい店員等に良く確認することが必要です。
- アレルゲン（食物アレルギーの原因となる抗原）が原材料に含まれていなくても、「うどん」と「そば」を同じ設備で茹でるなど、調理過程で、意図なくアレルゲンが混入する場合があります。
- アレルゲンが含まれているか十分に確認できない場合は、購入しないという判断も必要です。

食物アレルギーのある方に贈り物を考えている方へ

- 食物アレルギーのある方に贈り物をする際には上記のように食物アレルギーの情報を良く確認し、その内容をしっかり伝達するようにしてください。
- 食物アレルギーの情報を確認できない場合は、贈るものを別のものに変更することも必要です。



※ 消費者庁の啓発パンフレット「外食・中食を利用するときに気をつけること」を参考に、記事を作成しました。詳しく知りたい方は、消費者庁ホームページで公開されているパンフレットをご覧ください。



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX:045-312-3506